

教 育 委 員 会 会 議 次 第

平成 2 6 年 4 月 1 1 日 (金) 15:00
教 育 委 員 会 会 議 室

1 開 会

2 案 件

(1) 協議

協議① 「いじめ防止対策推進法」への本市の対応について
(生徒指導担当課長)

(2) その他報告

その他報告① 「平成 2 6 年 2 月北九州市議会定例会の概要について」
(総務課長)

その他報告② 「図書館について」
(生涯学習課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 平成26年4月11日（金）
- 2 開催時間 15:06～16:30
- 3 開催場所 教育委員会会議室
- 4 出席委員 川原房榮（委員長） 吉田ゆかり シヤルマ直美 伊藤一義 彌登 章
垣迫裕俊（教育長）
- 5 事務局職員 教育次長 岩渕 英司
総務部長 小澤 周三
学務部長 花本 潤一
指導部長 渡邊 義隆
教職員研修・企画担当部長 大庭 正美
生涯学習部長 宇佐美 健次
人権教育担当部長 大竹 順司
総務課長 平野 義人
企画課長 松成 幹夫
施設課長 佐村 良夫
指導企画課長 今村 剛志
指導第一課長 弥永 和利
指導第二課長 平池 秀幹
特別支援教育課長 入尾 忠之
教職員課長 太田 清治
学事課長 吉竹 直人
学校保健課長 安藤 光春
生涯学習課長 梅下 勝己
教育振興担当課長 山本 浩三
教育課程担当課長 河村 信孝
生徒指導担当課長 牧島 伸司
学校支援担当課長 田頭 麗宏
中央図書館庶務課長 嶋田 直紀
中央図書館奉仕課長 深町 康幸
- 6 書 記 総務課庶務係長 田内 淳也
総 務 課 末永 圭
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会会議録（平成26年4月11日）

1 開 会

15:06 川原委員長が開会を宣言

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・協議① 「いじめ防止対策推進法」への本市の対応について
- ・その他報告② 「図書館について」

2 会議録署名委員の指名

川原委員長が会議録署名委員に、吉田委員とシャルマ委員を指名。

3 案 件

(1) 公開案件

その他報告① 「平成26年2月北九州市議会定例会の概要について」

総務課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

- ・会期
- ・教育委員会提出議案
- ・質疑、質問の概要

シャルマ委員／「子どもひまわり学習塾」について伺う。学習指導員の確保や教材の準備など、教育委員会が対応するということであるが、その教材は、「子どもひまわり学習塾」専門の教材を用意するのか。教材確保の工夫について伺う。

教育課程担当課長／「子どもひまわり学習塾」の教材は、それぞれ子どもの実態に応じて教材を準備しなくてはならないと考えている。まずは、全児童生徒に「ひまわり学習ノート」を持たせるようにしている。それには、自分の学習の目当てや反省なども書けるようになっており、自主学习ができるように、方眼をベースに書けるようなスペースも取っている。そういった教材も一つ用意している。

個別に実態が違うため、昨年度、作成した「チャレンジハンドブック」をベースにしたウェブ問題を作成し、教育センターのホームページに載せようとしている。例えば算数であれば、小学校1年生から6年生までの内容、大体200枚程度のプリントを用意しているので、その中から指導員が子どもの実体に応じたプリントを選んで、学習させるということをひとつ考えている。

川原委員長／新任の学校教職員ということでの井上議員の質問についだが、今年度は250名程度、教員を新規採用していると伺っている。1年目は初任者研修で、指導員が付いて研修をしていくことになるが、2年目、3年目の研修が、初任者研修とどのようにつながっていったのか、不明な部分がある。

これから、毎年200人を超える教員が採用され、教壇に立つことになるが、その若手の教員が、学校の中核になっていくと思う。したがって、若手教員の指導力の底上げをどうしていくかということは、大きな課題ではないかなと思う。そ

れについて、現状はどうなっているか、また、今後どのように考えているのか、その2点について伺う。

教職員研修・企画部長／新採研修は、各校内でのOJTの時間を、大体200時間から300時間設定している。1人の指導員が3名、4名受け持ち、1週間回りながら指導している。校長を中心としながら、同学年の教員が指導している。教育センターでも、20回程度、講座を設けており、校内の授業と関連する取り組みも進めている。

それから、2年目、3年目の指導についても継続的に、1年目の新採研修とつながっていくようなことを考えている。もう1つ、今年度、4年目の研修を計画しており、3年間経過し、異動の初年度の4年目につまづくというケースもこれまでに少し見られたため、新採研修に始まり、2年、3年、そこまでは継続し、そして4年目までフォローする準備をしている。

川原委員長／4年目に研修を行うということは、大変良いことだと思うが、少し見通しを立てて、今の若手教員たちに、何が不足しているのかということをもっときめ細かく分析する必要があるのではないのかと思う。

初任者研修は、法律で位置付けられた研修であるが、何が不足しており、どういう研修を重視しなければいけないのかを分析し、長期的な見通しに立って、教員の研修を考えていただきたい。

伊藤委員／新採教員の指導にあたるのが、2クラスにまたがったベテランの教員になることが多い。指導は校長や退職された教員が指導されることもあるが、学年で育てるといった雰囲気も大切である。校長や退職された教員が指導することによって、新採教員とベテラン教員とのコミュニケーションなどが、少し不足している感がある。

講師1年目で、担任を持つということがあり、そこに対しての指導がどうしても不足している気がする。そこに対してのフォローも考える必要があると思う。

教職員研修・企画部長／初任者研修会の連絡協議会という組織があり、初任研のあり方について、各現場の校長先生方の代表、教育委員会の関係課長及び部長が集って課題とか成果とかをいろいろ意見交換しながら、次年度の研修のあり方を検討している。その中で、より良いものにしていきたい。

講師のための指導員を、嘱託で雇用しており、その指導員が各学校を巡回しながら指導を行っている。また、各種研修会にも講師が参加することも認めており、校長の判断でさまざまな研修会に行けるような体制を整えている。

伊藤委員／講師の先生も、しっかりとフォローしていただきたい。

彌登委員／能力はすごくあると思うが、リーダーシップというか、組織をまとめていく、クラスをまとめていく、子どもたちの先頭において、子どもたちの中でいろいろなことを進めていくという、機動力に課題のある方は多いのではないかなと思う。この研修の中で、リーダーとはいかにあるべきか、教師像だけではなくて、教師はリーダーだということで、どうやってクラスをまとめて、授業を進めていくかということのテクニックやリーダーシップをもう少し意識付け、モチベーションを上げていただきたい。

教職員研修・企画部長／最初の新採研修の講座では、心構えと言うか、人間として、社会人としてのあり方という教師としての背骨になる部分の内容を盛り込んだり、新採向けのミニ講座を企画して、その中で、具体的な人間関係づくりやコミュニケーション能力などを高める、実践的な研修なども実施している。

吉田委員／ネットのいじめ等に関する問題であるが、対策として、「従来のサイトの巡回監視では把握することができず、即時の対応が困難である」と記載されている。個々人の使用方法の意識を高める必要があるということで、PTA等と連携して、食事中は使用しない、あるいは 22 時過ぎは使用しないということを出していただいている。メディアの使用方法に関するパンフレットも作成するなど、色々なことに取り組んでいる。従来のサイト巡回監視について、もう一度詳しく教えていただきたい。

指導第二課長／学校公式サイト調査・監視業務では、市立の学校を対象に、ブログ等のウェブ上のサイトの巡回監視と、不適切な書き込み等があったサイトの継続的監視、問題のあるサイトを把握した場合、サイト管理者の把握や書き込みの削除等に関する学校への技術的サポート、未然防止に向けた教員向けの研修実施などを行っている。平成 24 年度で、3,600 件ほどの書き込み等が発見された。SNS 等の書き込みについては、ネットトラブルの業者監視ができないため、利用している子どもや保護者への指導を行い、今年度は中学校 62 校全校で研修を行うように予定している。

吉田委員／SNS などに関しては、なかなか難しく、親や教員も入り込めない感じはあるが、具体的なことを教員に研修しているのか。

指導第二課長／中学校の教員全員に研修を行い、現状を知っていただく。どのようにして防止していけばいいか、どんな話を保護者にすればいいかということなどについても研修していく。

報告終了

(2) 非公開案件

その他報告② 「図書館について」

生涯学習課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

- ・八幡図書館について

報告終了

協議① 「いじめ防止対策推進法」への本市の対応について

指導第二課長が説明。

[説明要旨]

- ・北九州市いじめ防止基本方針について
- ・付属機関の設置について

シャルマ委員／いじめそのものを多角的に理解していくということが必要だと思う。毅然と、良い、悪いで判断し、それを伝えていくということは大前提としてあるが、やはりそれだけではなかなか解決に向かわない。事案ごとでもあるが、多角的に理解していくということが重要だと思う。

「重大事態に対する対応」のところ、重大事態かどうかを判断するのは誰なのか。体に重大な障害を負ったとか、金品等に重大な被害を被った場合というのが例としてあるが、どのレベルで、いじめを重大事態と判断するのか。また、誰が判断するのかということを知りたい。

指導第二課長／いじめが発生した場合には、必ず学校から教育委員会に一報がある。その段階で、学校が判断できないときには、教育委員会も一緒になって判断すると考えている。これまで、金品等の重大な被害というところでは、数万円たかられたという件はあった。額によってどうということよりも、事案によって対応が違うのは、やはり、いじめの現象だろうと思うので、その事案によって判断していきたい。

シャルマ委員／教育委員会も一緒になって判断するということであるが、この時点で教育委員会も一緒に解決に取り組むということであれば、この基本方針の中では、「学校または教育委員会」という書き方がしてあるが、教育委員会が事案を受け取った時点で、教育委員会がリードして、学校が調査を実施するイメージがあるが、そう考えて良いか。

指導第二課長／どこが調査するかは、事案によって教育委員会が判断し、学校が、再度、調査したり、教育委員会の第三者会議で調査するということで、第三者が調査したり、アンケートを採るということもある。

シャルマ委員／重大事態が挙げた時点で、教育委員会がその解決に向けてリードすると考えて良いか。

指導第二課長／当然、そうなる。学校に丸投げで、学校だけの判断で調査するというのではなく、区担当も入ってサポートしていく。

シャルマ委員／学校がこういう事態になった時に、冷静に判断したり、客観的に解決に向けて考えたり、ということが難しい事態になることがあるかと思う。関係の保護者と学校との対立が生まれるなど、色々あると思うので、教育委員会の指導主事が支援するということは、とてもありがたいことだと思う。この基本方針の中に「学校を指導・助言する」という言い方があり、事案対象や解決のための支援ということで、「指導・支援」とある。その他でも、「学校支援担当指導主事による学校訪問で、事案に対する指導・助言」というところを支援とし、学校としてサポートしてもらっているという感じがより出たほうが良いのではないかと。学校で問題を抱えていくのに大変なときは、助言よりも支援の方がありがたいのではないかと考えた。

それと、「エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備」として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや子ども相談センターや関係機関団体との連

携とあるが、最初に、校内の教育相談体制というのか、学校の教育相談体制が一番にあるほうが良いのではないかという印象を持った。

「いじめた児童生徒への対応」という文言が真ん中にあり、「いじめた児童生徒に対しては、家庭環境や障害特性などに配慮し」というのがある。これを読んだ時に、発達障害が背景にあったのではないかと推測される事案があり、障害と診断されていなくても対応が必要な児童生徒もいると思う。そこで、「障害特性」というよりも、「性格・特性」や「その児童生徒の特性」というふうに、「障害」としてしまおうと、限られるというような印象である。

指導第二課長／検討したい。

吉田委員／各学校における教育相談体制の整備というのは、いろいろな意味があると思う。

軽いいじめでも発覚した場合、どういう人に相談し、どういう対策をとるのか、ここに計画の具体例があるが、校内体制、対応は、どういう方法があるのか。

指導第二課長／これは基本的な方針であり、「いじめ問題を見過ごさないために」という冊子を全教員に配っており、冊子を使った研修をする。具体的な対応例や対応策も記載されており、冊子を活用していただく。

川原委員長／「適切な学校評価・教員評価」とある。この学校評価については、現在、行っている学校評価に絡んでのことか、それとも、新たにこの評価を付加するのか。同時に、教員評価についても、この教員評価は、業績評価という捉え方なのか、新たな項目で校長に教員評価をしていただくのか。

指導第二課長／学校評価、教員評価については、いじめの量が多い少ないということではなく、いじめをどのように発見し、どのように学校として対応して、どのような方針を持っているかということについて、学校の評価をしてもらう。昨年度から実施している。

教員についても同じように、学級でいじめが何件あったということではなくて、いじめをどのように発見し、どのように対応していったかということについて、業績評価の中に入れていくということで、実施している。

吉田委員／きちんとした対応に重点を置くということで、こういった表現にしていると思う。評価できる項目だと思う。

彌登委員／重大事案が起こったとき、どこまで公表するかであるが、これはできるだけ情報公開という意味だけではなく、問題解決という意味で、こういう事件が起こるのだという前提の下に、早めに知らしめて、対応・対策で、みんなの知恵を借りるということは、どこかにあるべきだと思う。みんなで力を合わせて問題解決するという必要ではないかなと思う。

指導第二課長／こういう事態が起こった場合、学校が、保護者に、必ず便りに学校が把握していることを公表する。保護者も外部に公表していただきたいということであれば、外部にも公表する。ただし、個人情報のため、事案ごとに判断する。この基本方針にも保護者への対応における配慮事項と書いているが、保護者が求めていることを学校は説明していく。

協議終了

4 閉会

16:30 川原委員長が閉会を宣言。